

環境局施設における自動販売機設置に
係る名古屋市有地及び建物の一時貸付
一般競争入札(郵送方式)

(別冊)物件説明書

開札日:令和 7 年 3 月 11 日

(令和 7 年 4 月 1 日以降設置分)

名 古 屋 市

この物件説明書と別冊で入札案内書があります。

この物件説明書は、「環境局施設における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付」の、仕様について記載するものです。入札の手続きについては、必ず「入札説明書」をよくお読みください。

仕様は、「共通仕様書」と、物件ごとの「物件別特記仕様書」に分かれています。「共通仕様書」と、入札参加を希望する物件の「物件別特記仕様書」の両方を、必ず確認のうえ、入札に参加していただきますようお願いいたします。

目次

◇ 貸付物件一覧表.....	P1～2
◇ 共通仕様書(清涼飲料水)	P3～4
共通仕様書(たばこ)	P5～6
情報の取扱いに関する特記仕様書	P7～8
調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する 特記仕様書.....	P9
◇ 物件別特記仕様書.....	P10～
環境－1(千種環境事業所)	P10～
環境－2(千種環境事業所)	P10～
環境－7(東環境事業所)	P13～
環境－9(北環境事業所)	P15～
環境－12(北環境事業所)	P15～
環境－18(昭和環境事業所)	P19～
環境－19(昭和環境事業所)	P19～
環境－20(瑞穂環境事業所)	P22～
環境－23(瑞穂環境事業所)	P22～
環境－36(南環境事業所)	P26～
環境－38(南環境事業所)	P26～

環境－43(守山環境事業所)	P29～
環境－45(緑環境事業所)	P31～
環境－47(緑環境事業所)	P31～
環境－50(名東環境事業所)	P34～
環境－52(名東環境事業所)	P34～
環境－54(天白環境事業所)	P37～
環境－56(天白環境事業所)	P37～
環境－74(大江破碎工場)	P40～
環境－87(富田工場)	P42～
環境－89(富田工場)	P42～
環境たばこ－1(千種環境事業所)	P45～
環境たばこ－2(東環境事業所)	P48～
環境たばこ－5(中川環境事業所)	P50～
環境たばこ－8(守山環境事業所)	P53～

貸付物件一覧表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)
環境－ 1	清涼飲料水	千種環境事業所	1階 フロア内 a	1	900
環境－ 2	清涼飲料水	千種環境事業所	1階 フロア内 b	1	900
環境－ 7	清涼飲料水	東環境事業所	2階 食堂内 c	1	900
環境－ 9	清涼飲料水	北環境事業所	1階 西側玄関 前 b	1	400
環境－ 1 2	清涼飲料水	北環境事業所	2階 食堂内 e	1	900
環境－ 1 8	清涼飲料水	昭和環境事業所	2階 管理棟内 b	1	900
環境－ 1 9	清涼飲料水	昭和環境事業所	1階 研修棟内 c	1	900
環境－ 2 0	清涼飲料水	瑞穂環境事業所	2階 職員室内 a	1	900
環境－ 2 3	清涼飲料水	瑞穂環境事業所	1階 車庫前 d	1	400
環境－ 3 6	清涼飲料水	南環境事業所	1階 フロア外 b	1	400
環境－ 3 8	清涼飲料水	南環境事業所	2階 フロア内 d	1	900
環境－ 4 3	清涼飲料水	守山環境事業所	2階 控室内 d	1	900
環境－ 4 5	清涼飲料水	緑環境事業所	1階 脱靴室内 a	1	900

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)
環境－４７	清涼飲料水	緑環境事業所	２階 食堂内 c	1	900
環境－５０	清涼飲料水	名東環境事業所	１階 ごみ置き 場 a	1	400
環境－５２	清涼飲料水	名東環境事業所	２階 食堂内 c	1	900
環境－５４	清涼飲料水	天白環境事業所	２階 食堂内 a	1	900
環境－５６	清涼飲料水	天白環境事業所	１階 車庫内 c	1	900
環境－７４	清涼飲料水	大江破碎工場	管理棟 ２階フロア内 a	1	900
環境－８７	清涼飲料水	富田工場	管理棟 ２階食堂 a	1	900
環境－８９	清涼飲料水	富田工場	工場棟 １階 投入ステージ d	1	900
環境たばこ －１	たばこ	千種環境事業所	１階 フロア内 a	1	900
環境たばこ －２	たばこ	東環境事業所	１階 脱靴室内 a	1	900
環境たばこ －５	たばこ	中川環境事業所	１階 ピロティ内 f	1	900
環境たばこ －８	たばこ	守山環境事業所	２階 控室内 a	1	900

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (8) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持

管理を適切に行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

共通仕様書（たばこ）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとする。
- (2) 機種は、現行のたばこ自動販売機に関する諸規制に適合した機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (7) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒の販売を行わないこと。
- (2) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。
なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (4) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (8) 賃借人は、機種との交換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (9) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。
また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。
なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

情報の取扱いに関する特記仕様書（その他）

この契約による市の保有する情報の取扱いを受けた者は、この契約による市の保有する情報を取り扱うに当たり、下記の「情報取扱注意項目」を遵守しなくてはならない。

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）を受けた者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受注者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「発注者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受注者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受注者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、発注者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受注者は、市の保有する情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

2 受注者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て発注者の指名する職員と受注者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第 10 受注者は、発注者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めるときは、これを拒んではならない。

また、発注者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受注者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 受注者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受注者は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 受注者は、発注者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受注者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、発注者の確認を受けなければならない。

調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

物件別特記仕様書（物件番号 環境-1, 環境-2）

施設名称：千種環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機 設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境-1	千種区 香流橋一丁目 1番77号	1階フロア内 a	0.99㎡ (幅1.32m×奥行0.75m)	1台
環境-2		1階フロア内 b	0.99㎡ (幅1.32m×奥行0.75m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、必ず、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

* 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

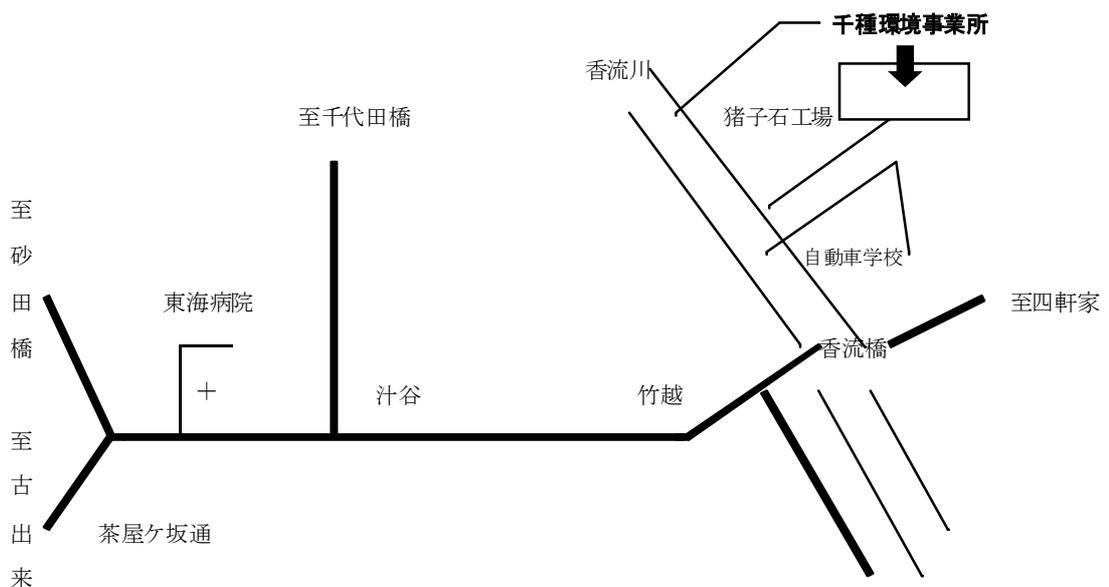
2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話 972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話 972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局千種環境事業所	電話 771-0424	(担当 岩井、肥後)

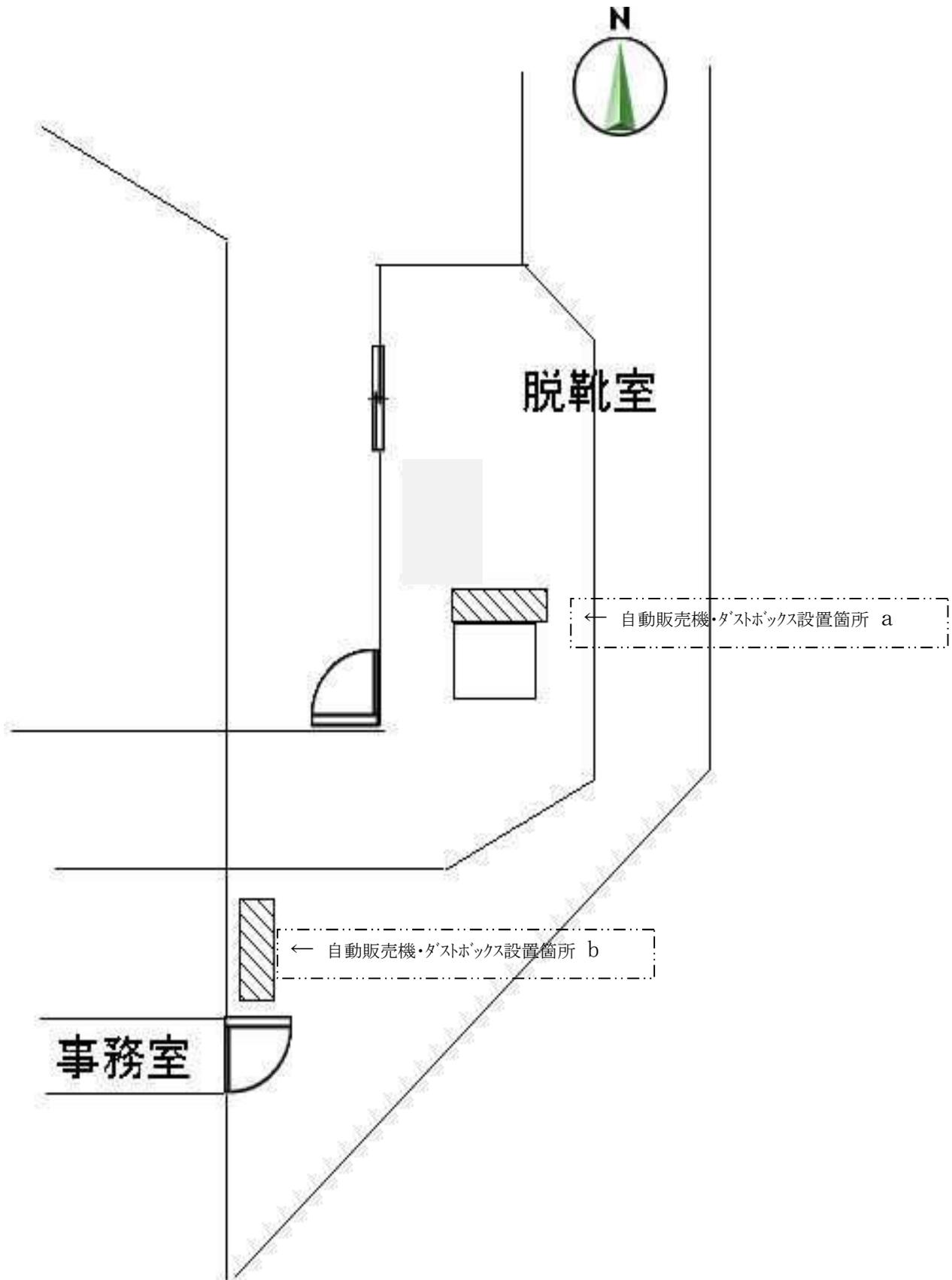
*** お問い合わせ先について**

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



1階フロア内（脱靴室） a(環境-1)、 b(環境-2)



3. 自動販売機設置台数

2 台（切替配置）

* 既設 1 台あり（2 階フロア内 1 台）

4. 特記仕様

既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議の上、令和 7 年 4 月 1 日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても、賃借人は、貸付料の減免、又は返還を求めることはできません。

5. 参考

当該施設の職員数 71 名（令和 6 年 12 月現在）

令和 6 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等
環境-1

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	62,700
令和 5 年度	62,700
令和 4 年度	62,700
令和 3 年度	62,700
令和 2 年度	62,700

環境-2

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	29,296
令和 5 年度	29,296
令和 4 年度	29,296
令和 3 年度	29,296
令和 2 年度	29,296

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

月曜日から金曜日までの、13 時 30 分～16 時（ごみ収集車の出入りがありますので、注意してください。なお、来訪の際は、必ず「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで事前にご連絡のうえ、お越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-7）

施設名称：東環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境-7	東区出来町 三丁目16番16号	2階食堂内 c	0.6695㎡ (幅1.03m×奥行0.65m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、必ず、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

* 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当 環境局総務課 電話 972-2667
 業務担当 環境局施設課 電話 972-2372 (担当 池野)
 施設担当 環境局東環境事業所 電話 723-5311 (担当 井野口)

*** お問い合わせ先について**

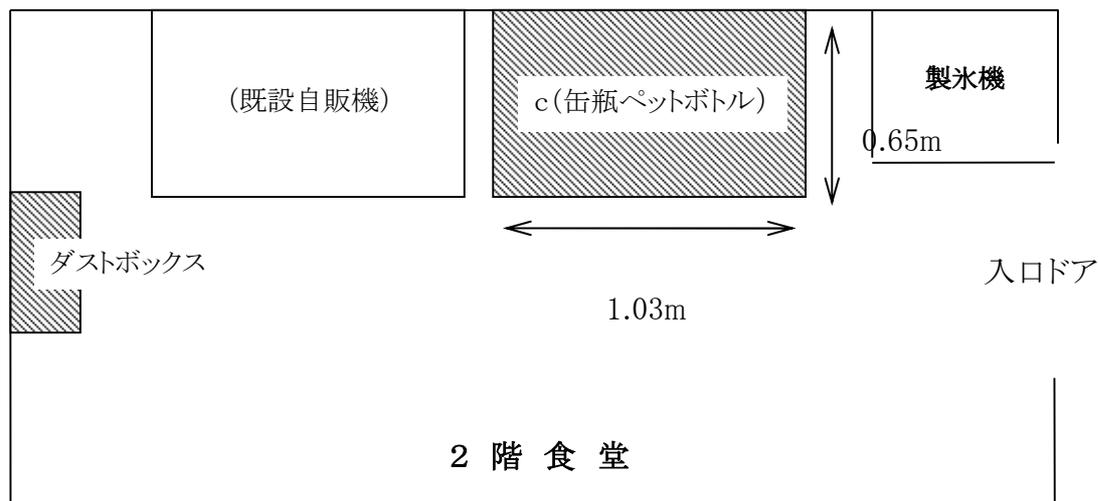
入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉

自動販売機・ダストボックス設置箇所



3. 自動販売機設置台数

1台 (切替配置)

* 既設2台あり (1階脱靴室内1台、2階食堂内1台)

4. 特記仕様

(1) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

(2) 「環境-7(設置場所c)」には、缶・瓶・ペットボトル用の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 42名 (令和6年12月現在)

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等
環境-7

年度	契約金額 (月額・円)
令和6年度	10,633
令和5年度	10,633
令和4年度	10,633
令和3年度	10,633
令和2年度	10,633

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

平日 13時30分～16時 (収集車の出入りがありますのでお気を付けてください。なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。)

物件別特記仕様書（物件番号 環境-9, 環境-12）

施設名称：北環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境-9	北区辻本通1丁目 39番地	1階西側玄関前 b	1.45㎡ (幅1.2m×奥行1.0m) (幅0.5m×奥行0.5m)	1台
環境-12		2階食堂内 e	1.21㎡ (幅1.2m×奥行0.8m) (幅0.5m×奥行0.5m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、必ず、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

* 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局北環境事業所	電話	981-0421	(担当 高味)

* お問い合わせ先について

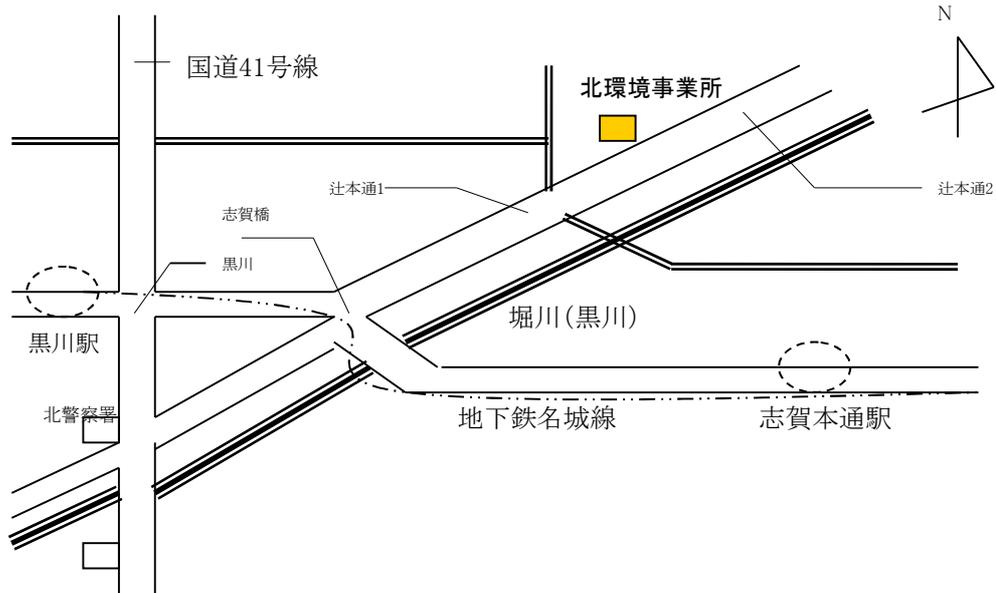
入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで

それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで

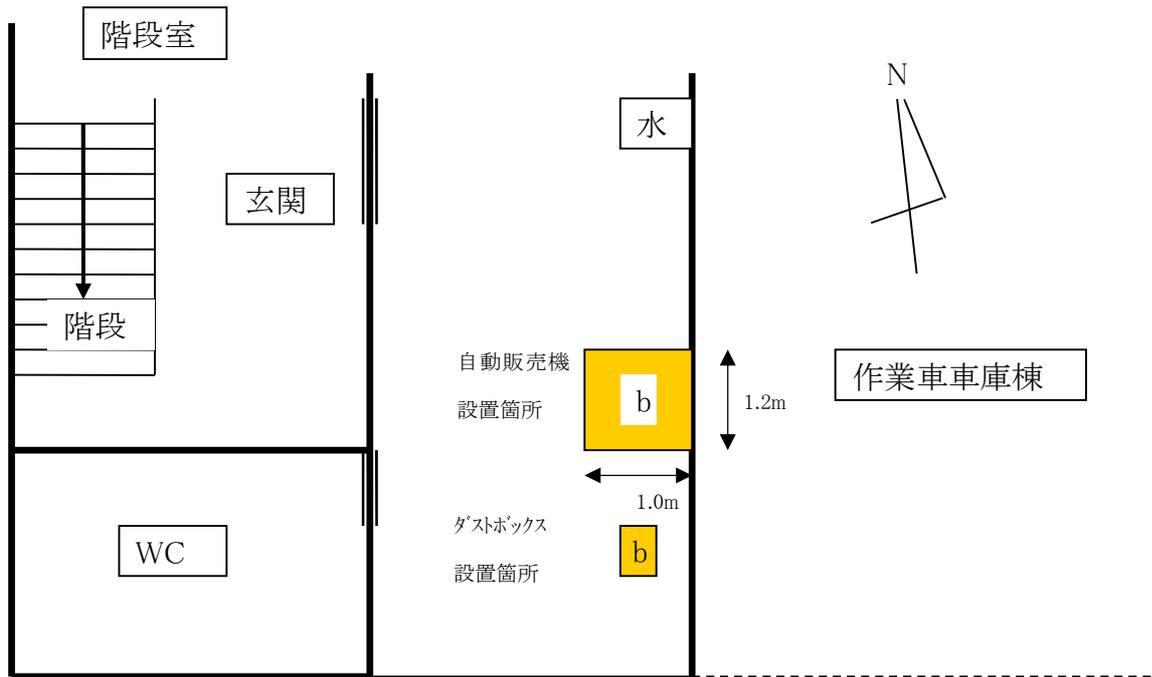
それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



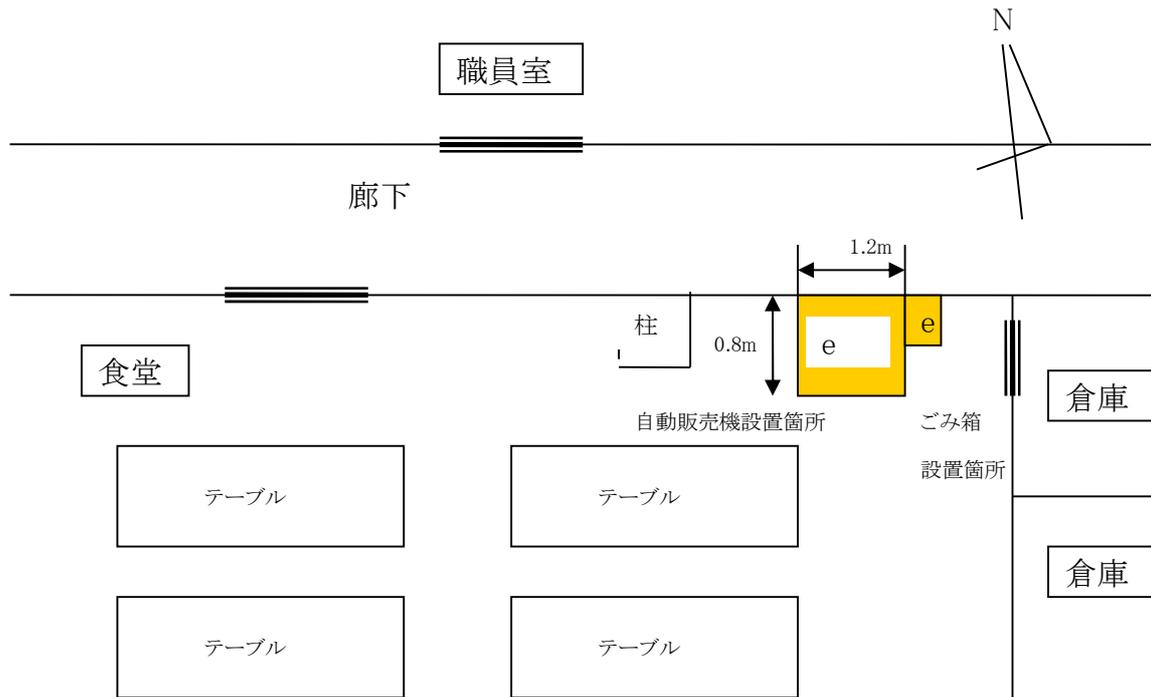
〈設置箇所詳細図〉

1階西側玄関前(環境-9(設置場所b))



(ダストボックス設置箇所は、0.5m × 0.5m)

2階食堂内(環境-12(設置場所 e))



(ゴミ箱(ダストボックス)設置箇所は、0.5m×0.5m)

3. 自動販売機設置台数

2台 (切替設置)

4. 特記仕様

(1)「環境-9(設置場所 b)」及び「環境-12(設置場所 e)」は既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

(2)「環境-9 (設置場所 b)」及び「環境-12 (設置場所 e)」には、缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目 30 種類以上の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 94 名(令和 6 年 12 月現在)

令和 6 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等
環境-9

年度	契約金額 (月額・円)
令和 6 年度	55,018
令和 5 年度	55,018
令和 4 年度	55,018

令和3年度	55,018
令和2年度	55,018

環境-12

年度	契約金額（月額・円）
令和6年度	22,366
令和5年度	22,366
令和4年度	22,366
令和3年度	22,366
令和2年度	22,366

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日 9時～12時、13時30分～16時

（収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-18, 環境-19）

施設名称：昭和環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
環境-18	昭和区福江二丁目10番12号	2階 管理棟内 b	0.78㎡(0.6+0.18) (幅1.0m×奥行0.6m) (幅0.4m×奥行0.45m)	1 台
環境-19		1階 研修棟内 c	0.98㎡(0.8+0.18) (幅1.0m×奥行0.8m) (幅0.4m×奥行0.45m)	1 台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、可能であれば、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372 (担当 池野)
施設担当	環境局昭和環境事業所	電話	871-0504 (担当 久保)

* お問い合わせ先について

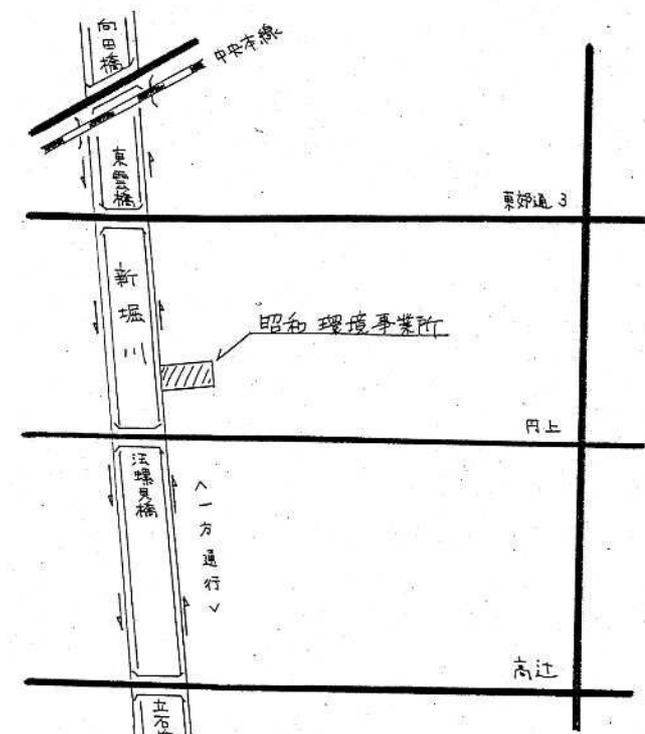
入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで

それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで

それぞれお問い合わせ下さい。

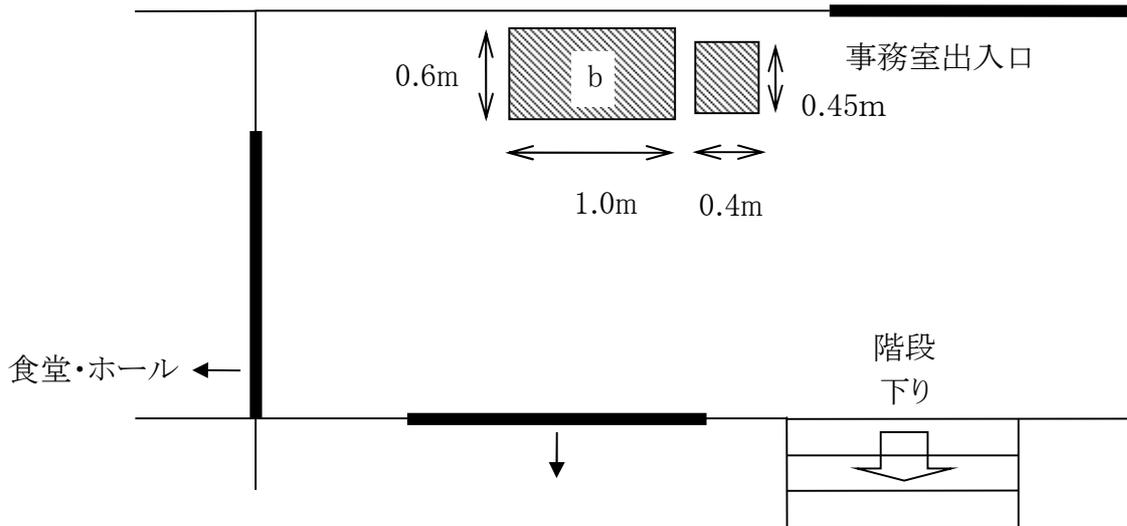
〈現地案内図〉



<設置箇所詳細図>

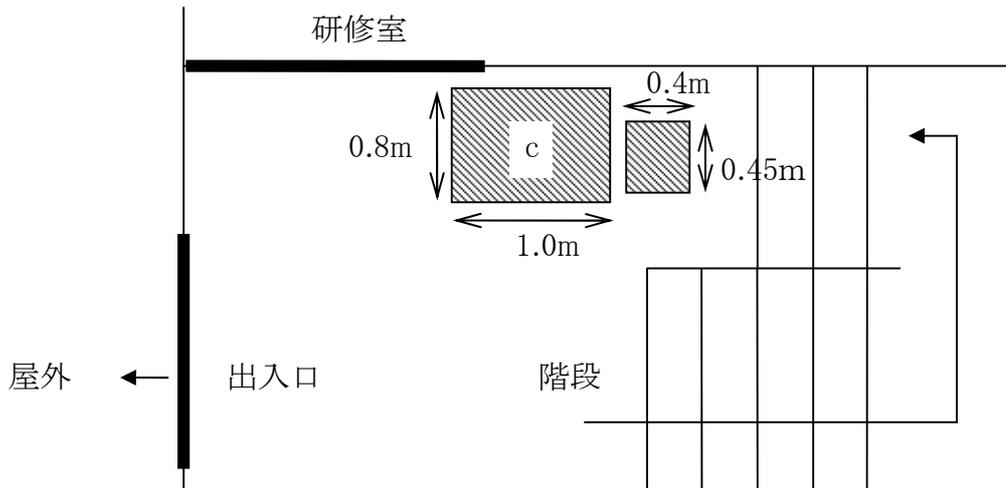
管理棟2階入口部分

自動販売機(b)・ダストボックス設置箇所(1台)



研修棟1階入口部分

自動販売機(c)・ダストボックス設置箇所(1台)



3. 自動販売機設置台数

2台 (切替設置)

4. 特記仕様

- (1) 既存の自動販売機との切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議の上、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免、又は返還を求めることはできません。
- (2) 「環境-18(設置場所b)」及び「環境-19(設置場所c)」には、缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目20種類以上の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 53名（令和6年12月現在 委託業者 7名を含む）

令和6年度及び過去5年間の自動販売機の契約金額等
環境-18

年度	契約金額（月額・円）
令和6年度	17,930
令和5年度	17,930
令和4年度	20,925
令和3年度	20,925
令和2年度	20,925

環境-19

年度	契約金額（月額・円）
令和6年度	17,930
令和5年度	17,930
令和4年度	15,300
令和3年度	15,300
令和2年度	15,300

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日9時～12時（収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、来訪の際は「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当課」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-20, 環境-23）

施設名称：瑞穂環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	設置可能範囲	設置台数
環境-20	瑞穂区二野町 6番29号	2階職員室内 a	0.88㎡(0.72+0.16) (幅0.9m×奥行0.8m) (幅0.4m×奥行0.4m)	1台
環境-23		1階車庫前 d	1.08㎡ (幅0.9m×奥行1.2m)	1台

上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、可能であれば、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372（担当 池野）
施設担当	環境局瑞穂環境事業所	電話	882-5300（担当 水野）

* お問い合わせ先について

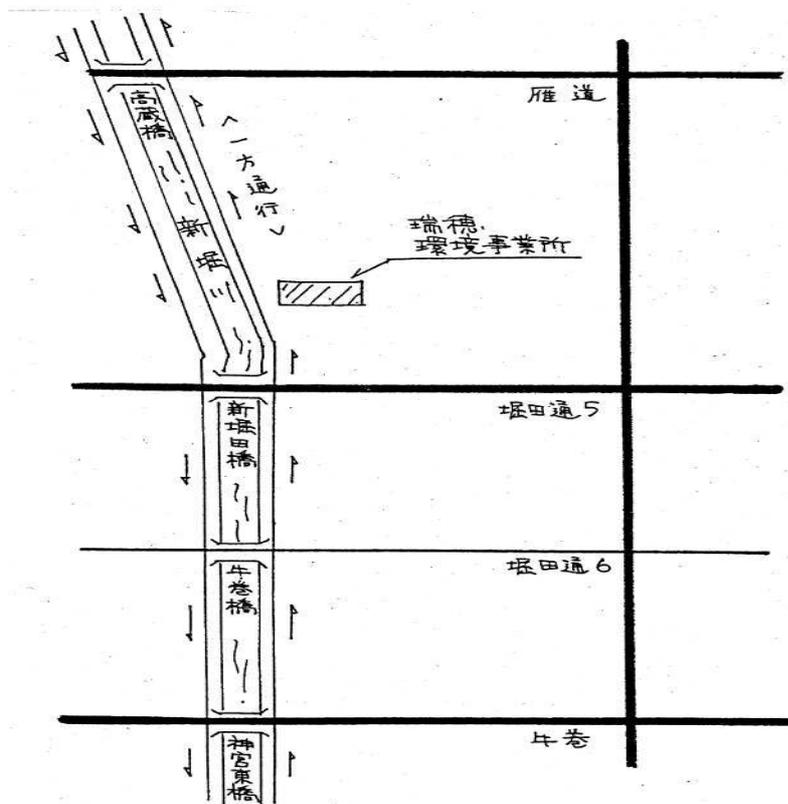
入札全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び契約に関すること…上記契約担当まで

それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで

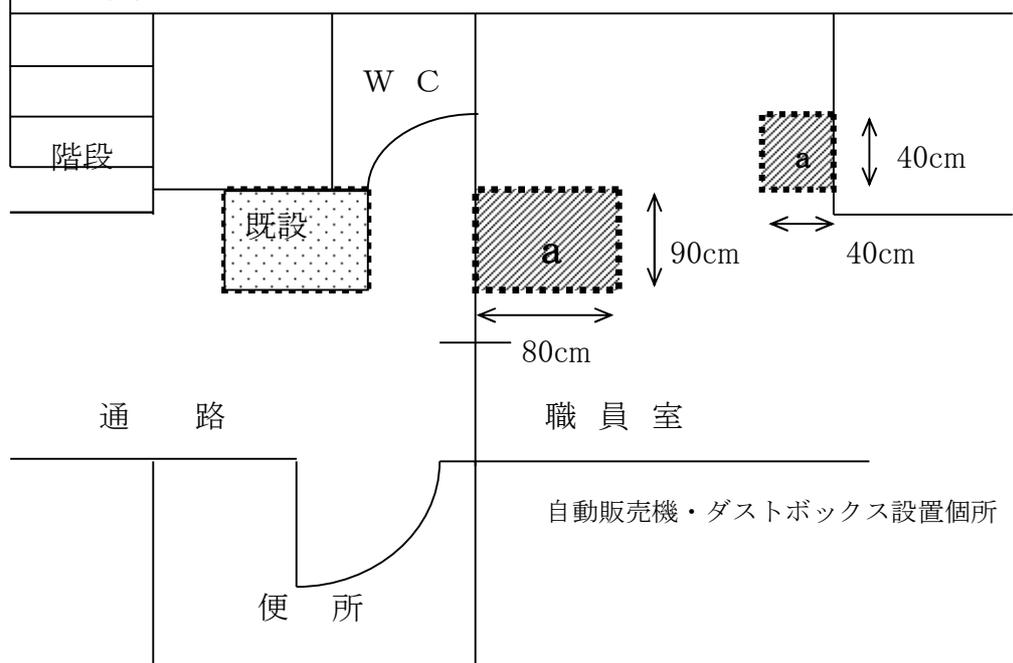
それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉

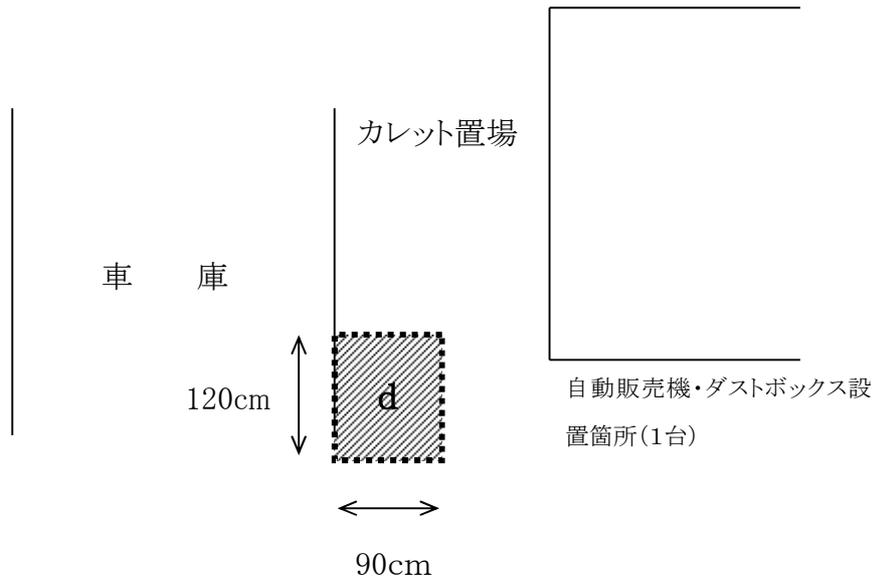


〈設置箇所詳細図〉

事業所2階通路内・職員室内



事業所1階車庫前



3. 自動販売機設置台数

- 1台（新規設置）（環境-20（設置場所 a））
- 1台（切替設置）（環境-23（設置場所 d））
- *ほか既設1台あり（2階通路内1台）

4. 特記仕様

- (1) 「環境-20（設置場所 a）」について、設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (2) 「環境-23（設置場所 d）」は既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (3) 「環境-20（設置場所 a）」には紙コップ型または缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目6種類以上の自動販売機を設置すること。
- (4) 「環境-23（設置場所 d）」には、缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目12種類以上の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 57名（令和6年12月現在 委託業者 6名を含む）

令和3年度及び過去5年間の自動販売機の契約金額等
環境-20

年度	契約金額（月額・円）
令和3年度	7,450

令和2年度	7,450
令和元年度	7,450
平成30年度	7,450
平成29年度	7,450

環境-23

年度	契約金額（月額・円）
令和6年度	26,180
令和5年度	26,180
令和4年度	26,100
令和3年度	26,100
令和2年度	26,100

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日13時15分～16時15分（収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、来訪の際は「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。

物件別特記仕様書（物件番号 環境-36、環境-38）

施設名称：南環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
環境-36	南区元塩町 6丁目8番地の6	1階フロア外 b	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1m)	1台
環境-38		2階フロア内 d	1.5㎡ (幅1.5m×奥行1m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、可能であれば、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372（担当 池野）
施設担当	環境局南環境事業所	電話	614-6220（担当 福原）

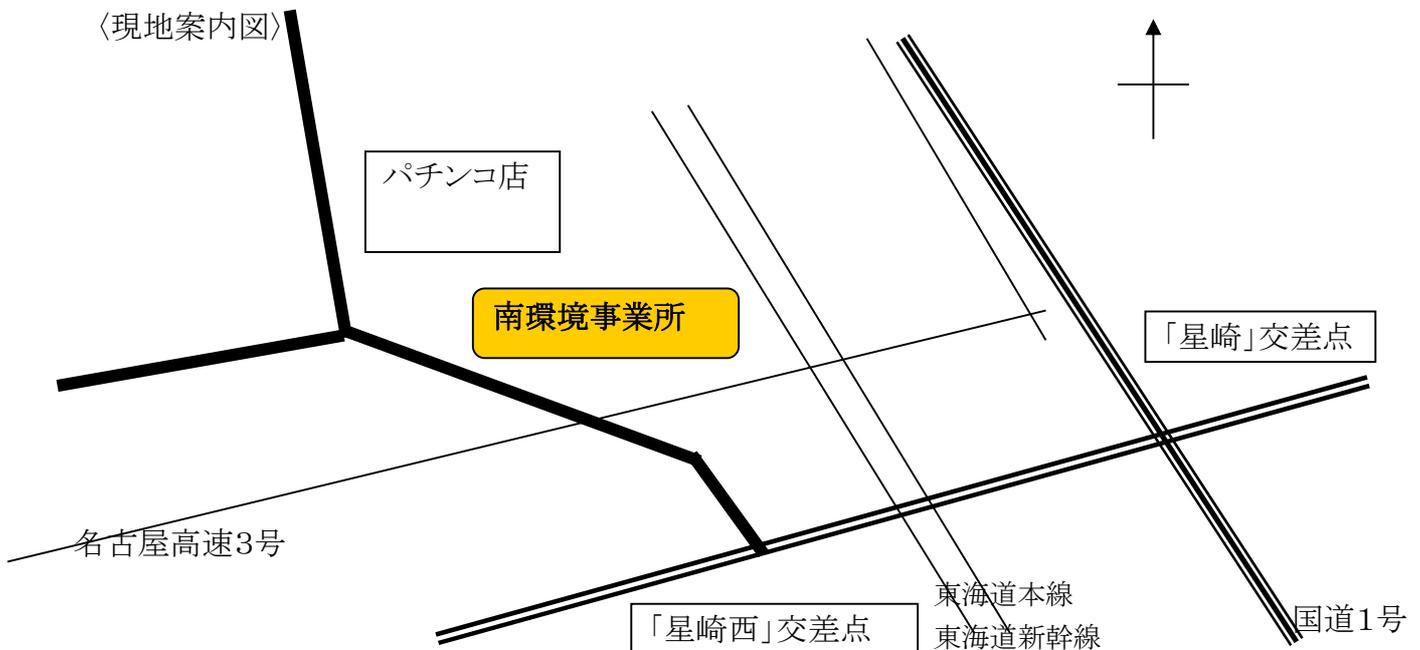
* お問い合わせ先について

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで

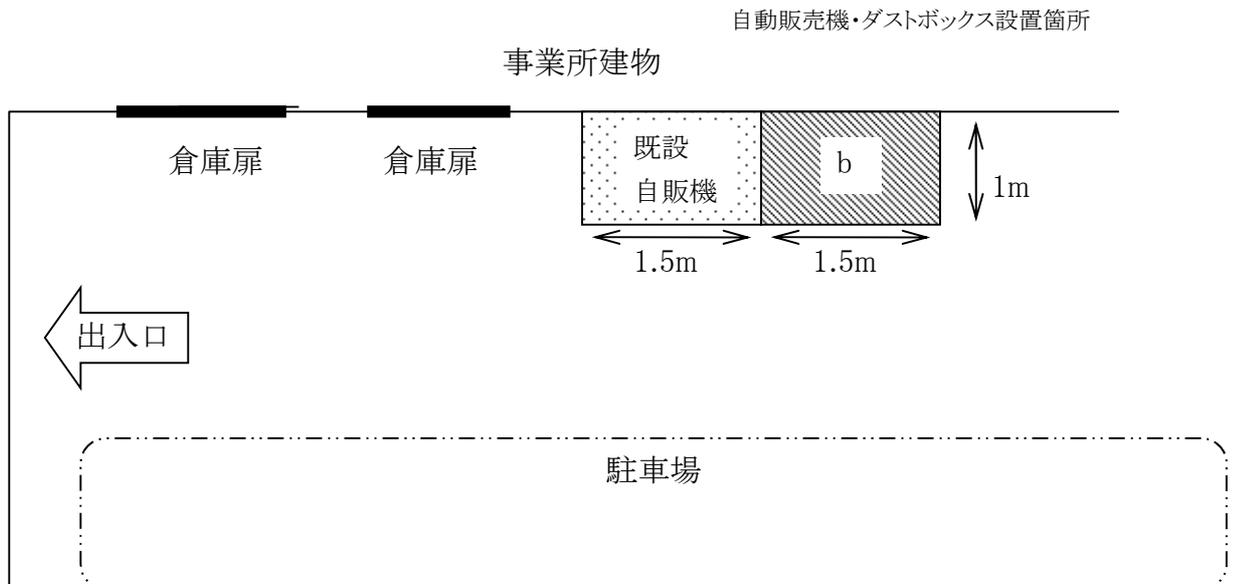
それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで

それぞれお問い合わせ下さい。

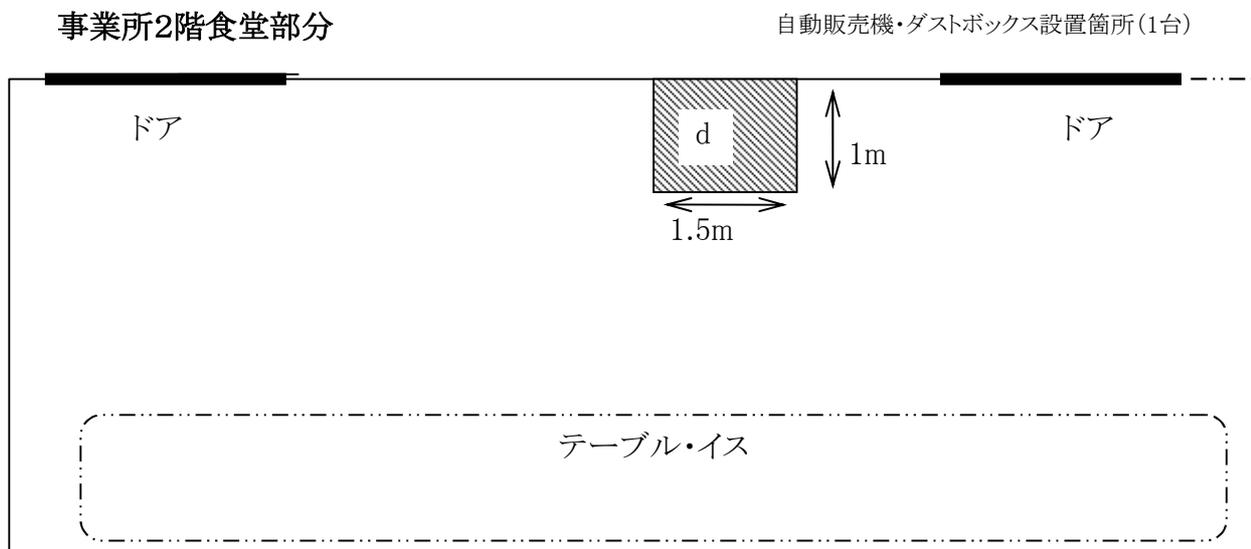


<設置箇所詳細図>

事業所1階外部分



事業所2階食堂部分



3. 自動販売機設置台数

2台 (切替設置) (環境-36(設置場所 b)、環境-38(設置場所 d))

*既設2台あり (1階フロア外1台、1階フロア内1台)

4. 特記仕様

- (1) 「環境-36(設置場所 b)」及び「環境-38(設置場所 d)」は既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (3) 「環境-36(設置場所 b)」には、缶・瓶またはペットボトル用の自動販売機を設置すること。なお、電子マネー対応の自動販売機を設置することが望ましい。

5. 参考

当該施設の職員数 72名(令和6年12月現在 委託業者 11名を含む)

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等

環境-36

年度	契約金額(月額・円)
令和6年度	550
令和5年度	18,150
令和4年度	18,150
令和3年度	18,150
令和2年度	18,150

環境-38

年度	契約金額(月額・円)
令和6年度	3,190
令和5年度	3,190
令和4年度	3,190
令和3年度	3,190
令和2年度	3,190

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

平日9時～10時30分、13時30分～16時(収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、来訪の際は「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。)

物件別特記仕様書（物件番号 環境-43）

施設名称：守山環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
環境-43	守山区弁天が丘606番地	2階控室内 d	1.01㎡ (幅1.40m×奥行0.72m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、可能であれば、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局守山環境事業所	電話	798-3771	(担当 太田)

* お問い合わせ先について

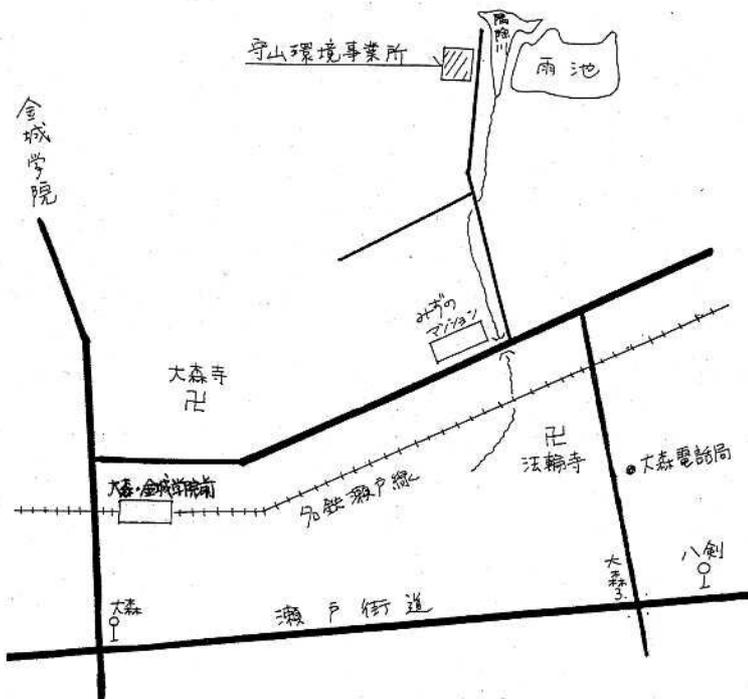
入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで

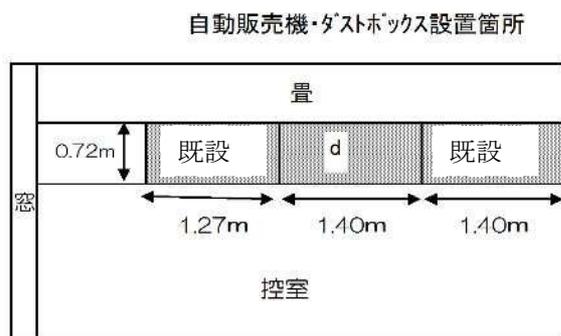
それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで

それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



2階控室



3. 自動販売機設置台数

1 台（新規設置）

* 既設 4 台あり（地下 1 階車庫内 1 台、1 階食堂内 1 台、2 階控室内 2 台）

4. 特記仕様

- (1) 設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとします。なお、営業開始日が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (2) 「環境-43（設置場所 d）」には缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目 20 種類以上の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 82 名（令和 6 年 12 月現在 民間業者 13 名含む）

令和 5 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等

環境-43

年度	契約金額（月額・円）
令和 5 年度	6,700
令和 4 年度	3,000
令和 3 年度	3,000
令和 2 年度	3,000
令和元年度	3,000

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日 13 時 30 分～16 時（収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、来訪の際は「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-45, 環境-47）

施設名称：緑環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境-45	緑区鳴海町 字天白90番地	1階脱靴室内 a	1.36㎡ (幅1.7m×奥行0.8m)	1台
環境-47		2階食堂内 c	1.28㎡ (幅1.6m×奥行0.8m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、必ず、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

* 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

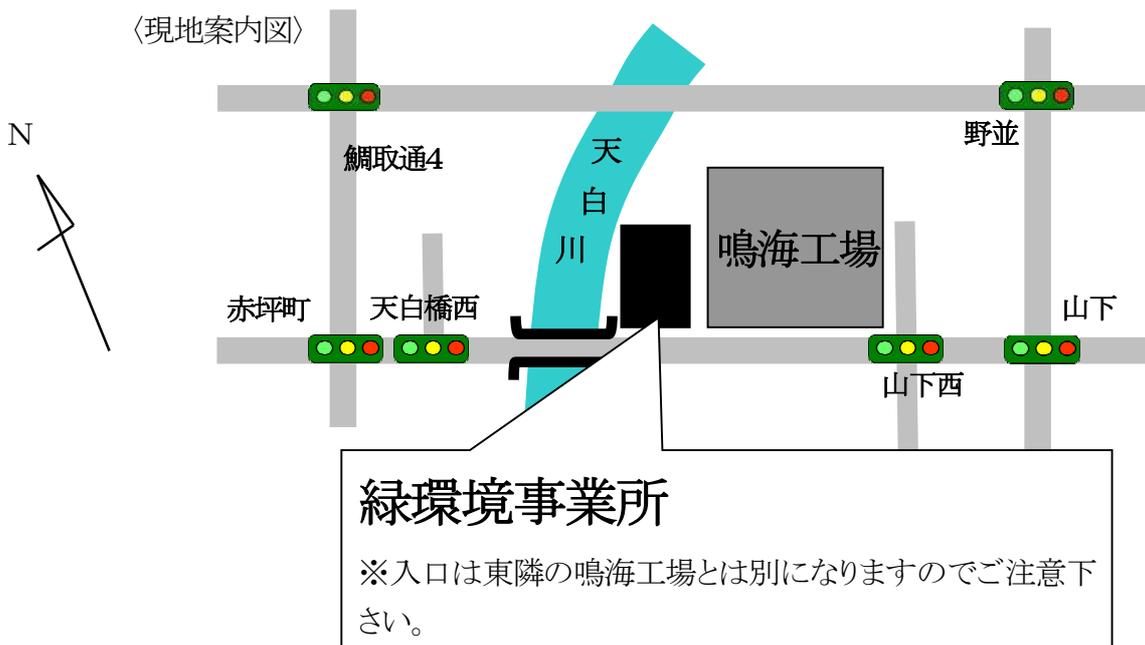
2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局緑環境事業所	電話	891-0976	(担当 長田)

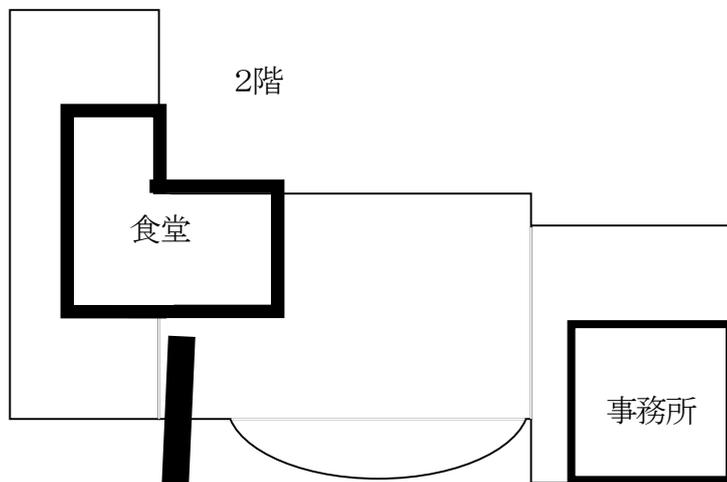
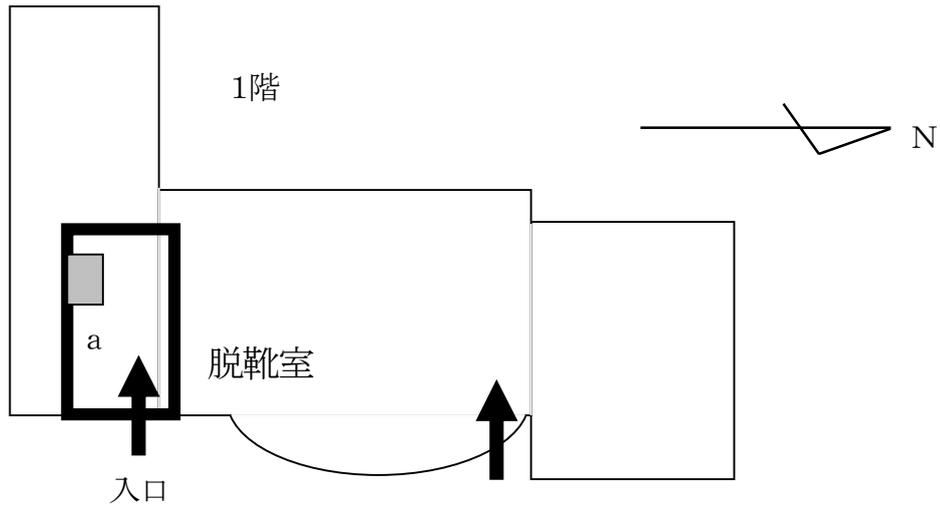
* お問い合わせ先について

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

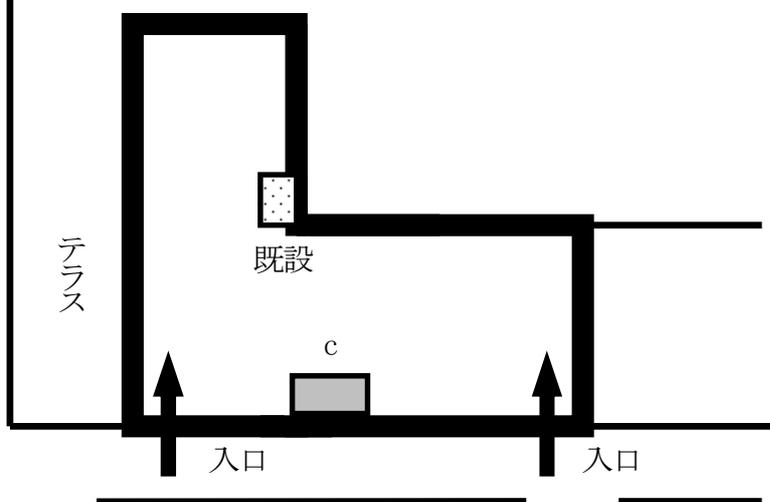
〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉 自動販売機・ダストボックス設置場所
(ダストボックスは自動販売機の横に設置)



2階食堂拡大図



3. 自動販売機設置台数

2 台（切替設置）（環境-45（設置場所 a）、環境-47（設置場所 c））

*既設 1 台あり(2 階食堂内 1 台)

4. 特記仕様

- (1) 「環境-45（設置場所 a）」及び「環境-47（設置場所 c）」は既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和 7 年 4 月 1 日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (3) 「環境-45（設置場所 a）」には、缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目 30 種類以上の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 93 名（令和 6 年 12 月現在）

令和 6 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等

環境-45

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	10,780
令和 5 年度	66,000
令和 4 年度	66,000
令和 3 年度	66,000
令和 2 年度	66,000

環境-47

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	35,200
令和 5 年度	35,200
令和 4 年度	35,200
令和 3 年度	35,200
令和 2 年度	35,200

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日 13 時 30 分～16 時

（収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当課」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-50, 環境-52）

施設名称：名東環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
環境-50	名東区藤里町 101番地	1階 ごみ置き場 a	1.19㎡ (幅1.1m×奥行0.9m) (幅0.4m×奥行0.5m)	1台
環境-52		2階食堂内 c	1.26㎡ (幅1.4m×奥行0.9m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、可能であれば、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

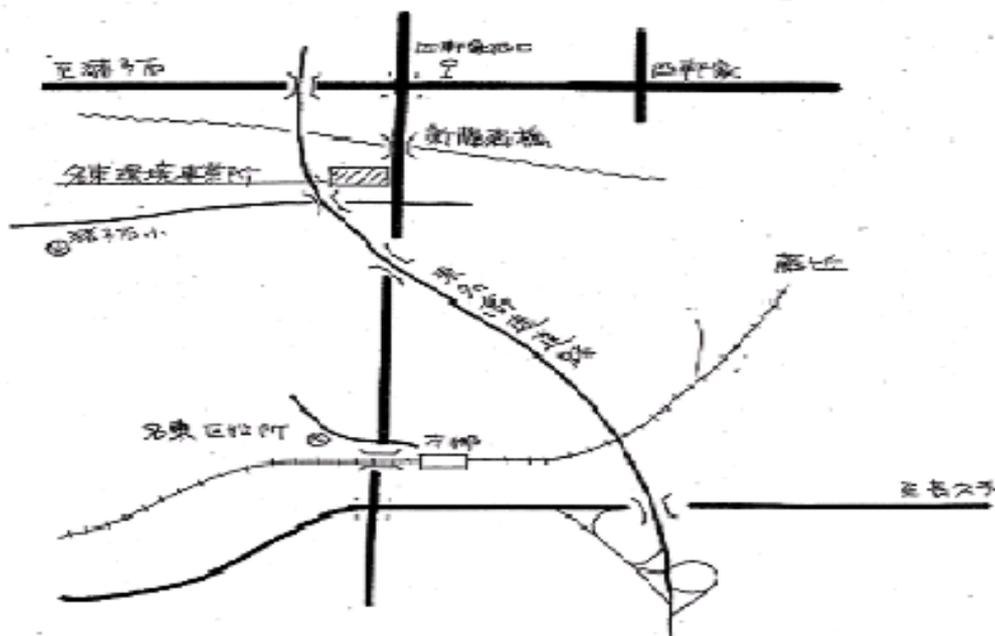
2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当 環境局総務課 電話 972-2667
 業務担当 環境局施設課 電話 972-2372 (担当 池野)
 施設担当 環境局名東環境事業所 電話 773-3214 (担当 森)

* お問い合わせ先について

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



<設置箇所詳細図>

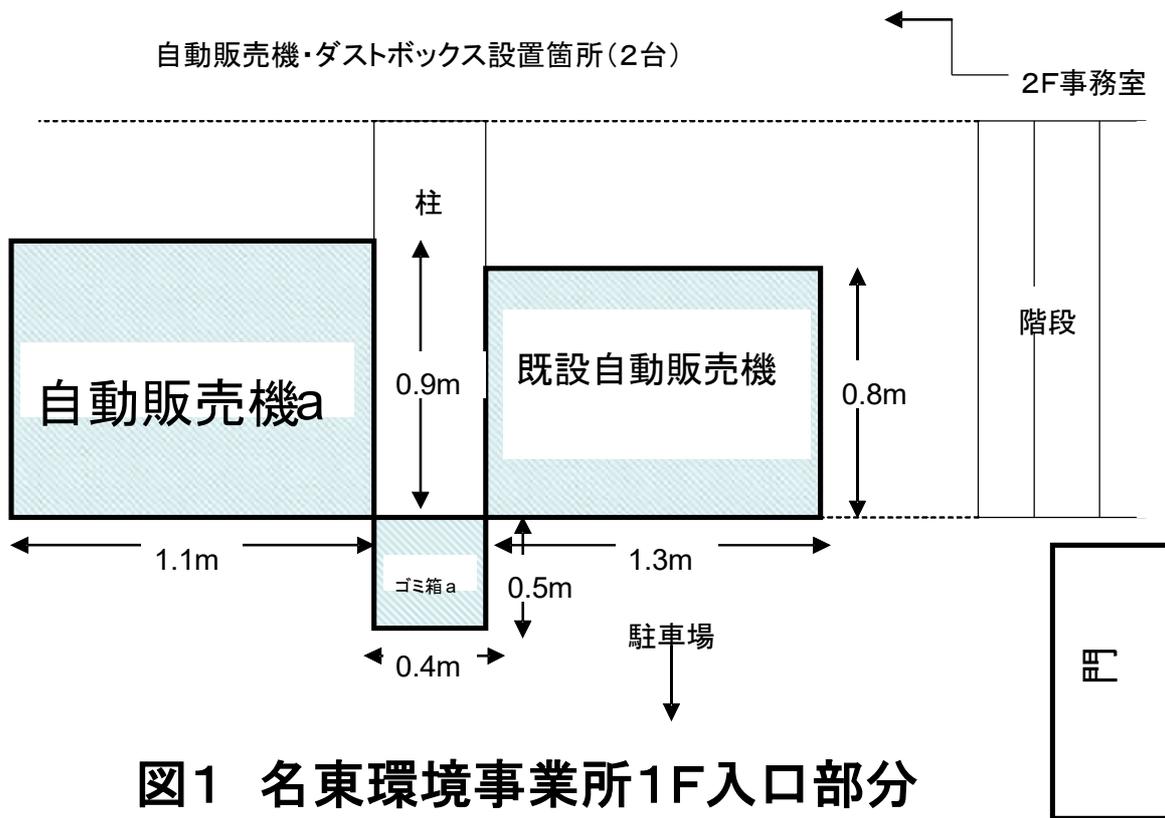


図1 名東環境事業所1F入口部分

自動販売機・ダストボックス設置箇所(1台)

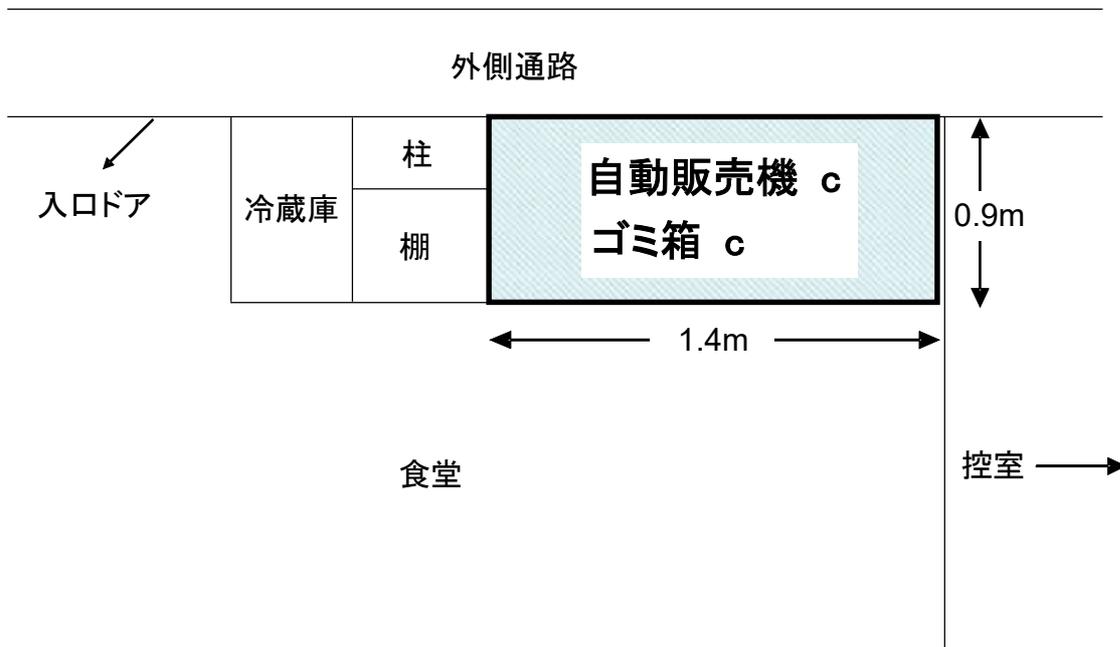


図2 名東環境事業所2F食堂部分

3. 自動販売機設置台数

1 台（切替設置）（環境-50（設置場所 a））

1 台（新規設置）（環境-52（設置場所 c））

*既設 2 台あり（1 階駐輪場 1 台，2 階控室内 1 台）

4. 特記仕様

- (1) 「環境-50（設置場所 a）」は既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和 7 年 4 月 1 日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (2) 「環境-52（設置場所 c）」について、設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとします。なお、営業開始日が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (3) 設置する自動販売機は「缶・ペットボトル・ビン」用で販売品目 12 種以上とすること

5. 参考

当該施設の職員数 67 名（令和 6 年 12 月現在 委託業者 11 名を含む）

令和 5 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等

環境-50

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	22,366
令和 5 年度	22,366
令和 4 年度	22,366
令和 3 年度	22,366
令和 2 年度	22,366

令和 4 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等

環境-52

年度	契約金額（月額・円）
令和 4 年度	6,100
令和 3 年度	6,100
令和 2 年度	6,100
令和元年度	6,100
平成 30 年度	6,100

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日 9 時～11 時、13 時 30 分～15 時 30 分（収集車の出入りがありますのでお気をつけ下さい。なお、来訪の際は「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-54, 環境-56）

施設名称：天白環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所	設置可能範囲	設置台数
環境-54	天白区元八事 五丁目231番	2階食堂内 a	1.075㎡ (幅1.1m×奥行0.75m) (幅0.5m×奥行0.5m)	1台
環境-56		1階車庫内 c	1.21㎡ (幅1.2m×奥行0.8m) (幅0.5m×奥行0.5m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、可能であれば、事前に現地にて設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

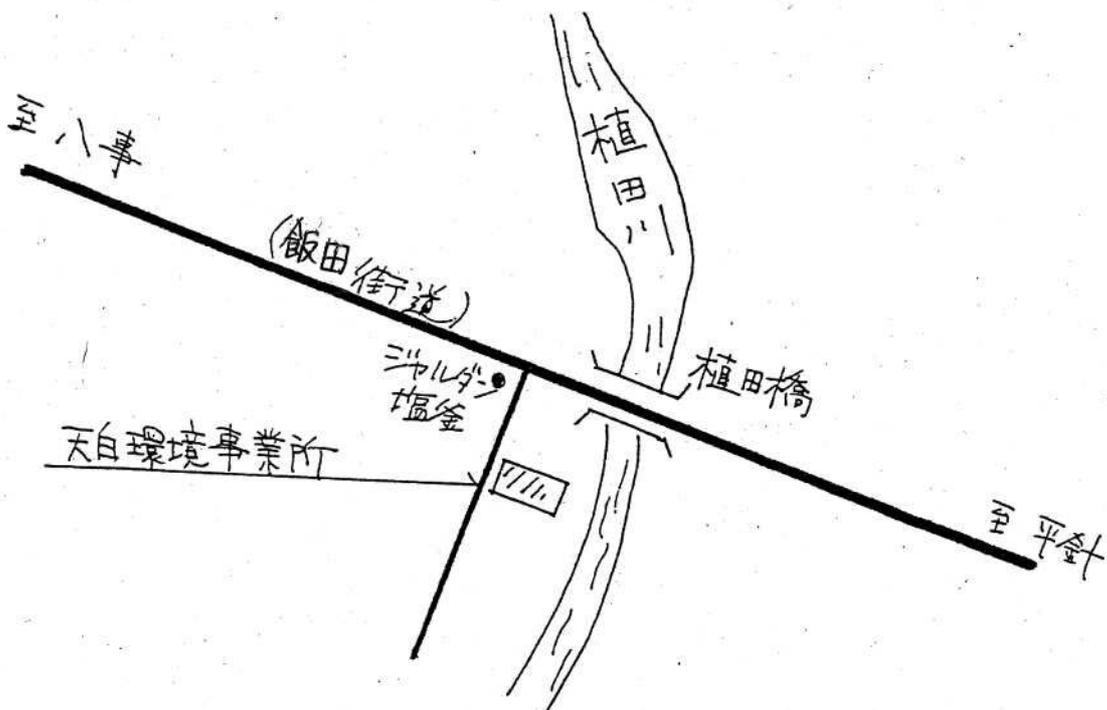
2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当 環境局総務課 電話 972-2667
 業務担当 環境局施設課 電話 972-2372 (担当 池野)
 施設担当 環境局天白環境事業所 電話 833-4031 (担当 小笠原)

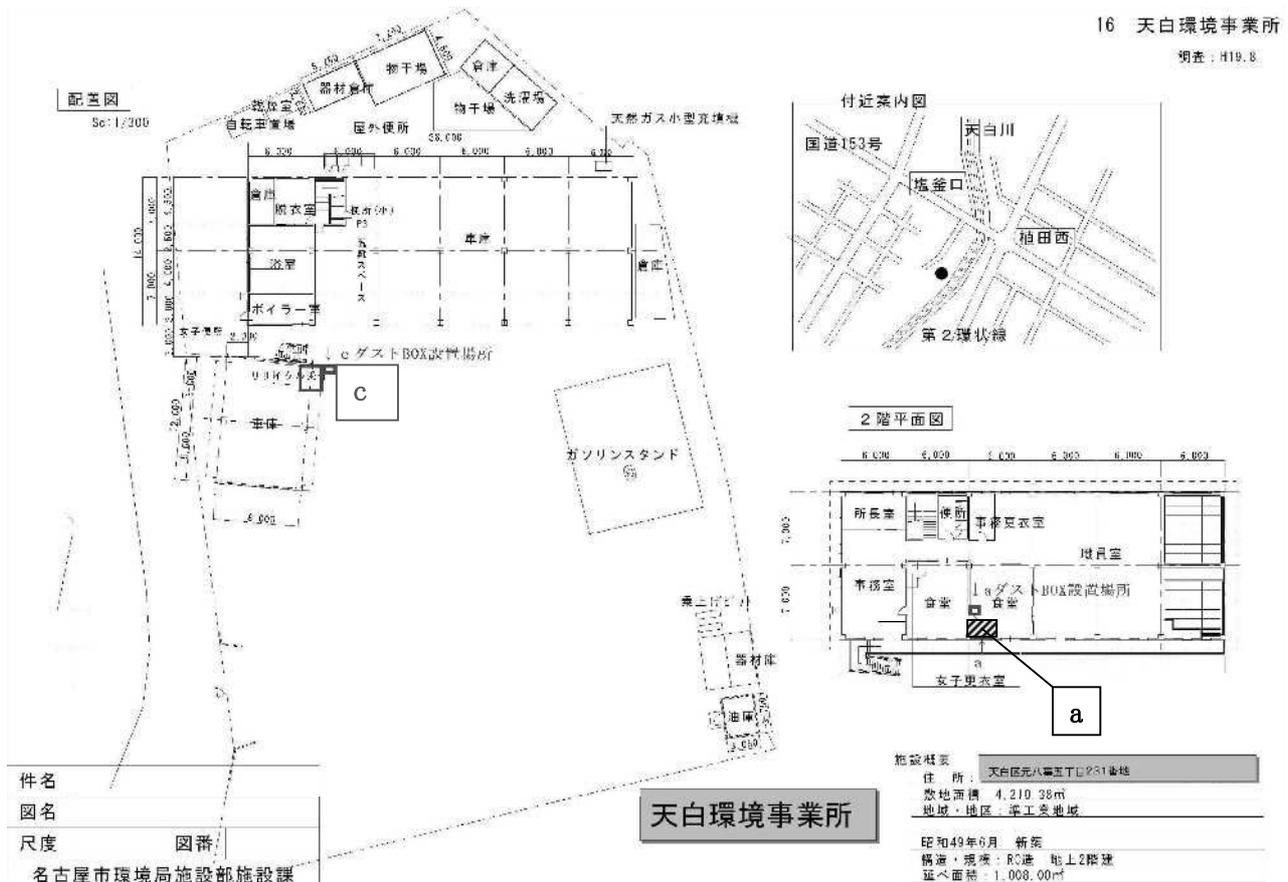
* お問い合わせ先について

入札全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び契約に関すること…上記業務担当まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



<設置箇所詳細図>



3. 自動販売機設置台数

- 1台 (新規設置) (環境-54 (設置場所 a))
- 1台 (切替設置) (環境-56 (設置場所 c))
- *既設 1台あり (2階食堂内 1台)

4. 特記仕様

- (1) 「環境-54 (設置場所 a)」について、設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃貸人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (2) 「環境-56 (設置場所 c)」は既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (3) 「環境-54 (設置場所 a)」には、缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目 20 種類以上の自動販売機を設置すること。
- (4) 「環境-56 (設置場所 c)」には、缶・瓶・ペットボトル用で、販売品目 25 種類以上の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 71名(令和6年12月現在 委託業者13名を含む)

令和5年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等 環境-54

年度	契約金額(月額・円)
令和5年度	12,600
令和4年度	9,000
令和3年度	9,000
令和2年度	9,000
令和元年度	9,000

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等 環境-56

年度	契約金額(月額・円)
令和6年度	45,100
令和5年度	45,100
令和4年度	45,100
令和3年度	45,100
令和2年度	45,100

(なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。)

6. 現地確認可能日時

平日13時～16時(13時00分～13時10分頃まで収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、来訪の際は「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。)

物件別特記仕様書（物件番号 環境-74）

施設名称：大江破碎工場

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	貸付面積	設置台数
環境-74	港区本星崎町 字南4047番地 の13	管理棟2階フロア内 a	2.20㎡ (幅2.2m×奥行1.0m)	1台

※ 上記面積は、現在の自動販売機等の設置状況を基に計測したものであり、同タイプの自動販売機やダストボックスでもメーカーによって大きさに差異があるため、必ず、事前に現地に設置スペース等をご確認ください。

※ 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局大江破碎工場	電話	611-8313	(担当 鈴木)

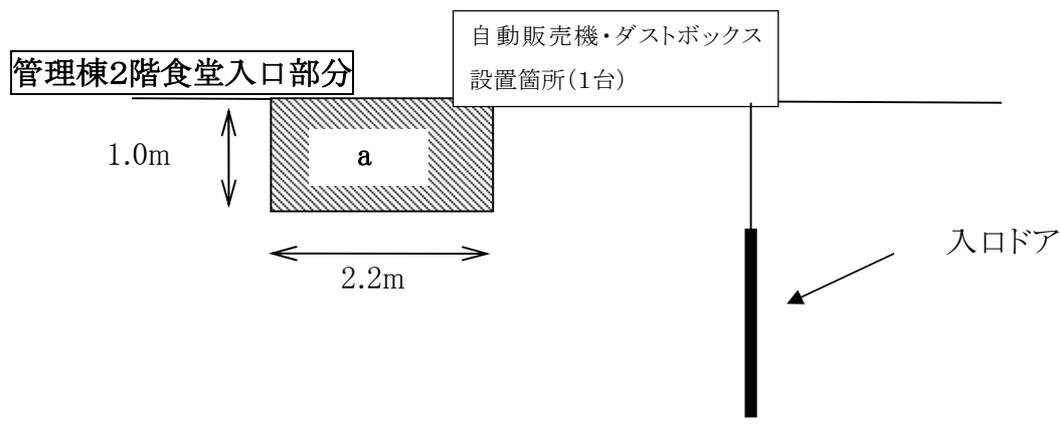
* お問い合わせ先について

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで
それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで
それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉



<設置箇所詳細図>



3. 自動販売機設置台数

1台（新規設置1台）

*既設1台あり（工場棟1階フロア内1台）

4. 特記仕様

- (1) 「環境-74(設置場所 a)」については、設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。
- (2) 缶・瓶・ペットボトル用の自動販売機を設置すること。

5. 参考

当該施設の職員数 28名（令和6年12月現在）

令和3年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等
環境-74

年度	契約金額（月額・円）
令和3年度	900
令和2年度	900
令和元年度	900
平成30年度	900
平成29年度	900

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

6. 現地確認可能日時

平日 9時～16時

（「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、必ず事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境-87, 環境-89 ）

施設名称：富田工場

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機 設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境-87	中川区吉津 四丁目3208番地	管理棟2F食堂 a	1.2㎡ (幅1.2m×奥行1.0m)	1台
環境-89		工場棟1階 投入ステージ内 d	1.4㎡ (幅1.4m×奥行1.0m)	1台

* 配置等の詳細は、〈設置箇所詳細図〉をご参照ください。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話 972-2667
業務担当	環境局施設課	電話 972-2372 (担当 池野)
施設担当	環境局富田工場	電話 432-0876 (担当 木村)

* お問い合わせ先について

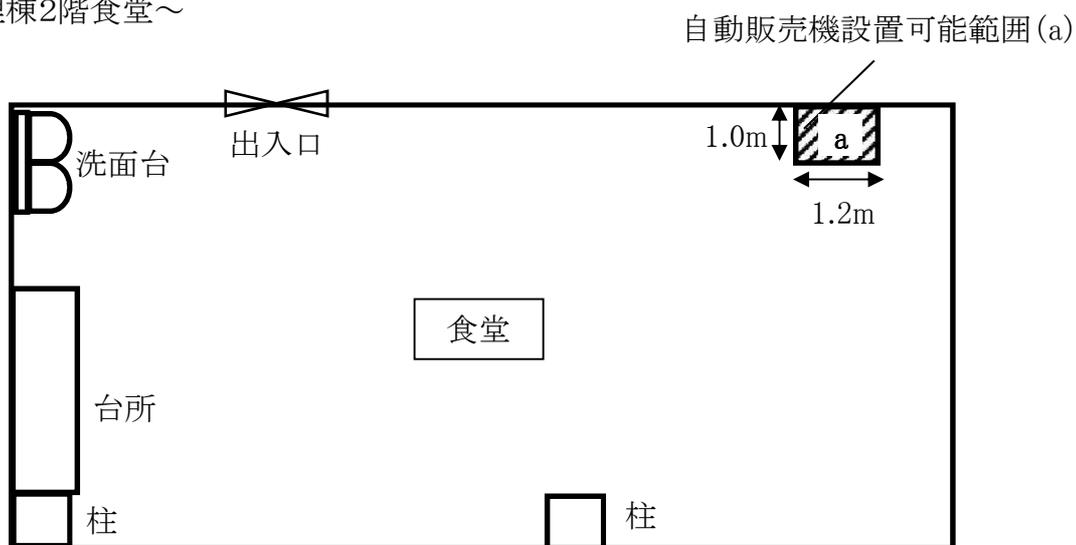
入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

〈現地案内図〉

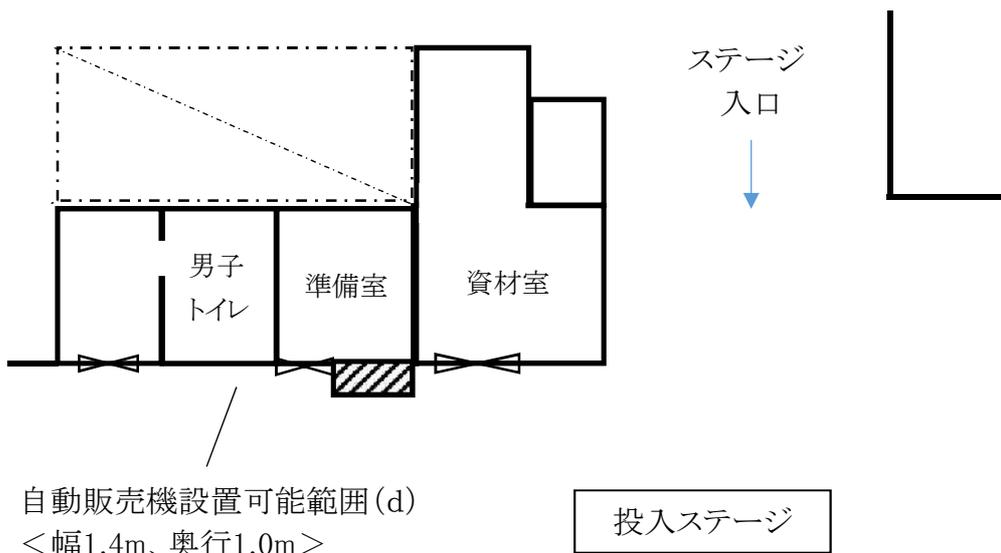


<設置箇所詳細図>

～管理棟2階食堂～



～工場棟1F投入ステージ内～



3. 自動販売機設置台数

2台（新規配置）

※既設1台あり（車庫西側（屋外）1台）

4. 特記仕様

設置は賃貸人と協議のうえ、契約期間内に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免、又は返還を求めることはできません。

5. 参考

- (1) 当該施設の名古屋市職員数 43名（令和6年12月1日時点）（定員43名）
- (2) 当該施設の委託運営職員数 22名（令和6年12月1日時点）（定員22名）

(3) 自動販売機の主な利用者

管理棟 2 階食堂・・・・・・・・富田工場職員
車庫西隣・・・・・・・・富田工場職員、ごみ収集作業員、
関係委託業務受託業者従業員、ごみ搬入者（市民）、
灰ダンプ作業員、工事施工業者従業員等

令和 6 年度及び過去 4 年間の自動販売機の契約金額等
環境-87

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	—
令和 5 年度	41,800
令和 4 年度	41,800
令和 3 年度	41,800
令和 2 年度	41,800

環境-89

年度	契約金額（月額・円）
令和 6 年度	900
令和 5 年度	67,100
令和 4 年度	67,100
令和 3 年度	67,100
令和 2 年度	67,100

6. 現地確認可能日時

平日 9 時 00 分 ～16 時 45 分（収集車の出入りがありますので、注意してください。
なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、事前にご連絡のうえお越
ください。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境たばこ-1）

施設名称：千種環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機 設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境たばこ -1	千種区香流 橋一丁目 1番77号	千種環境事業所 1階フロア内 a	0.40㎡ (幅0.8m×奥行0.5m)	1 台

* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

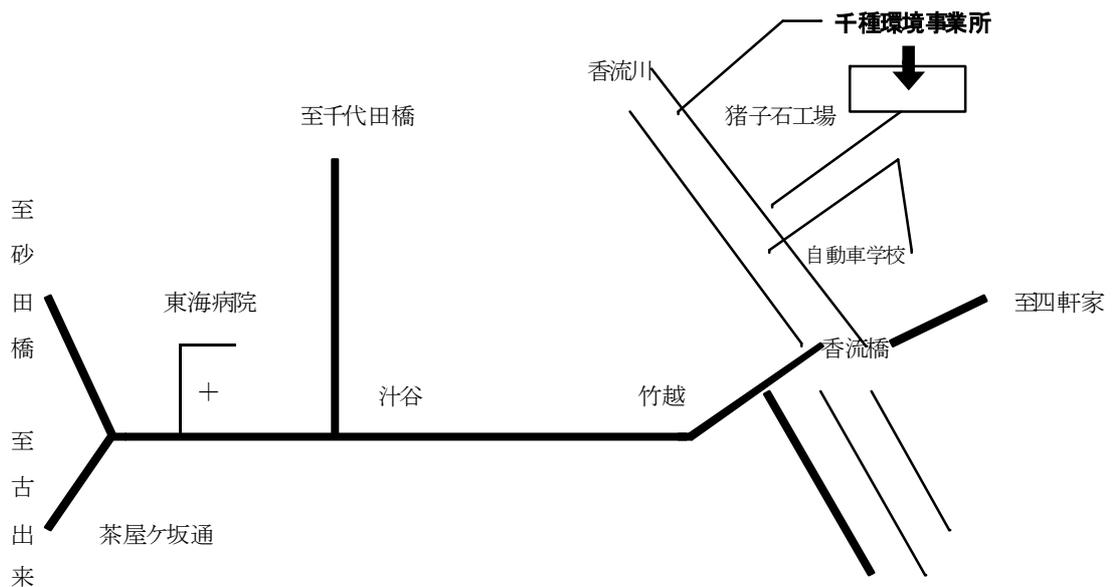
2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当 環境局総務課 電話 972-2667
 業務担当 環境局施設課 電話 972-2372 (担当 池野)
 施設担当 環境局千種環境事業所 電話 771-0424 (担当 岩井・肥後)

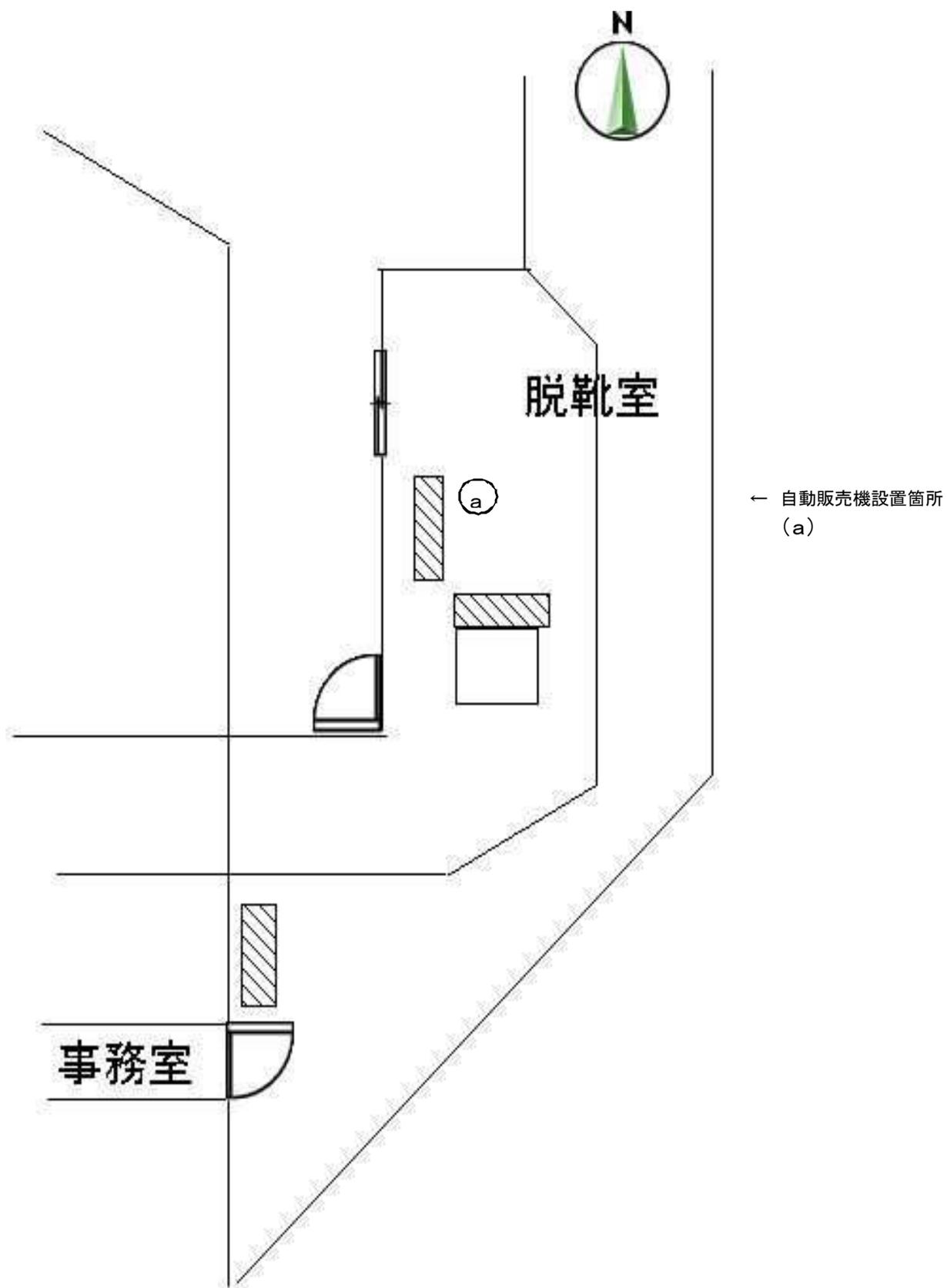
*** お問い合わせ先について**

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

<現地案内図>



<設置箇所詳細図>



3. 自動販売機設置台数

1 台 (たばこ・切替配置)

4. 特記仕様

既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議の上、令和7年4月1日以降に行うものとします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は、貸付料の減免、又は返還を求めることはできません。

5. 参考

当該施設の職員数 71名 (令和6年12月現在)

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等
環境たばこ-1

年度	契約金額 (月額・円)
令和6年度	920
令和5年度	920
令和4年度	920
令和3年度	920
令和2年度	920

6. 現地確認可能日時

月曜日から金曜日までの、13時30分～16時 (ごみ収集車の出入りがありますので、注意してください。なお、来訪の際は「2. 契約担当課、及び施設担当課」まで事前に連絡の上、おいでください。)

物件別特記仕様書（物件番号 環境たばこ - 2）

施設名称：東環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境たばこ -2	東区出来町 三丁目 16番16号	1階脱靴室内 a	0.4374m ² (幅0.81m×奥行0.54m)	1台

* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当 環境局総務課 電話 972-2667
 業務担当 環境局施設課 電話 972-2372 (担当 池野)
 施設担当 環境局東環境事業所 電話 723-5311 (担当 井野口)

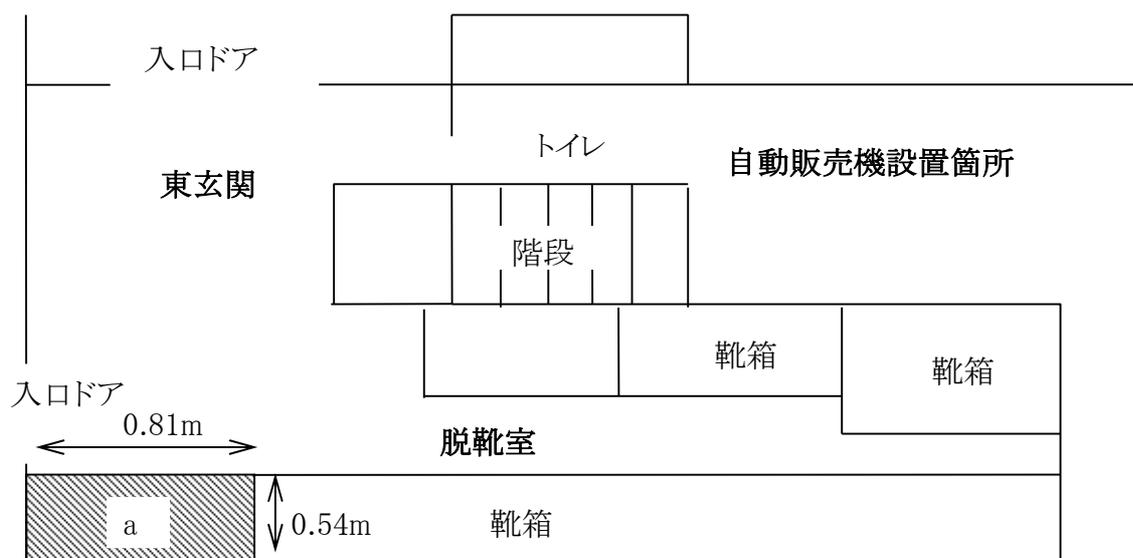
*** お問い合わせ先について**

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで
 物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当 まで
 それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当 まで
 それぞれお問い合わせ下さい。

<現地案内図>



〈設置箇所詳細図〉



3. 自動販売機設置台数

1 台 (たばこ・切替配置)

4. 特記仕様

既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行うものとしします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

5. 参考

当該施設の職員数 42 名 (令和6年12月現在)

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等

環境たばこ-2

年度	契約金額 (月額・円)
令和6年度	920
令和5年度	920
令和4年度	920
令和3年度	920
令和2年度	920

6. 現地確認可能日時

平日 13時30分～16時 (収集車の出入りがありますのでお気を付けてください。なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。なお、現場職員は対応できません。)

物件別特記仕様書（物件番号 環境たばこ - 5）

施設名称：中川環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境たばこ -5	中川区上高 畑1丁目 150番地	中川環境事業所 1階ピロティ内f	0.72㎡ (幅0.8m×奥行0.9m)	1台

* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

2. 契約担当課及び施設担当課*

入札・契約担当	環境局総務課	電話 972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話 972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局中川環境事業所	電話 361-7638	(担当 南川)

* お問い合わせ先について

入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで

それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで

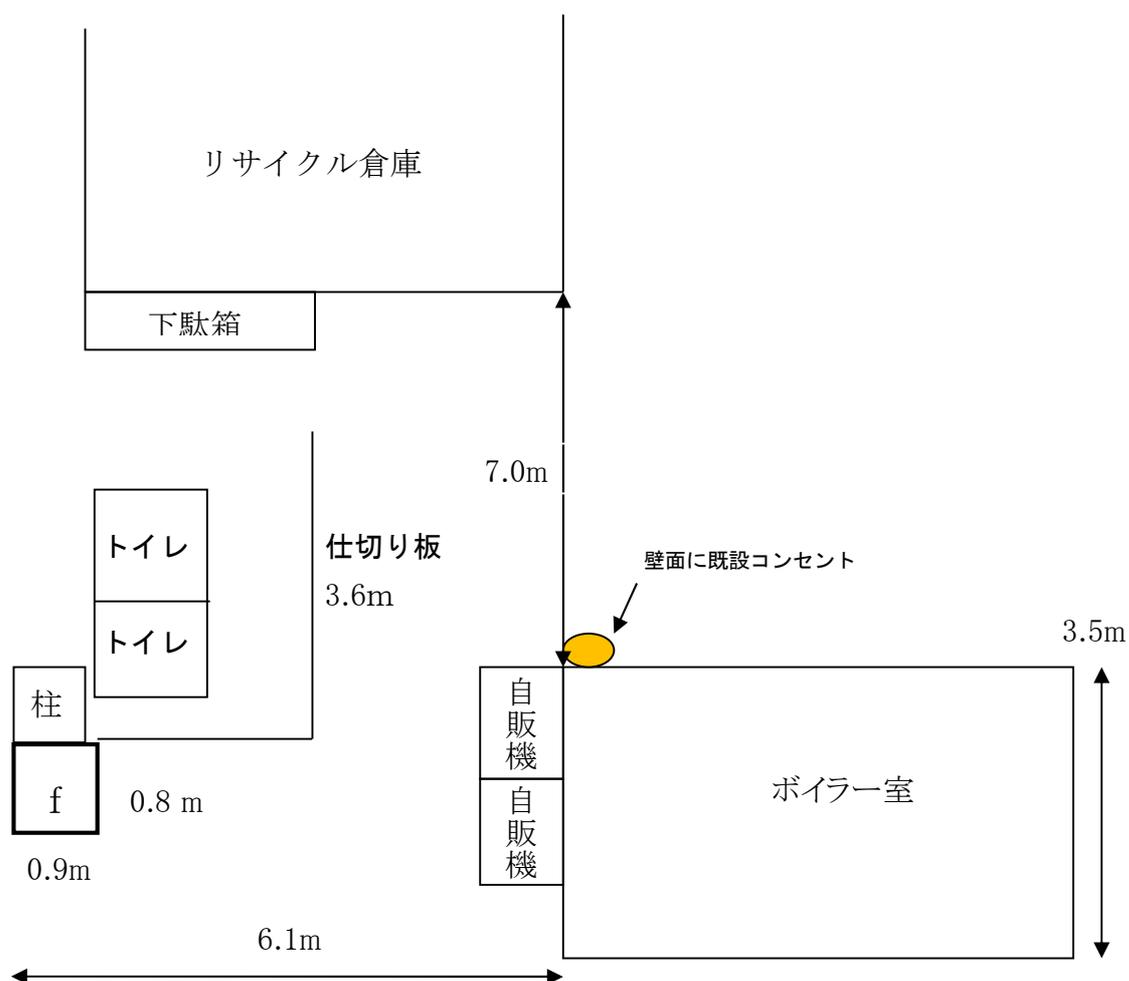
それぞれお問い合わせ下さい。

<現地案内図>



〈設置箇所詳細図〉

管理棟1階ピロティ内



3. 自動販売機設置台数

1台 (たばこ 切替配置)

4. 特記仕様

既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行なうものとしします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

5. 参考

当該施設の職員数 123名 (令和6年12月現在)

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等
環境たばこ-5

年度	契約金額（月額・円）	特記仕様
令和6年度	940	
令和5年度	940	
令和4年度	940	
令和3年度	940	
令和2年度	940	

6. 現地確認可能日時

平日 13時30分～16時30分（収集車の出入りがありますのでお気を付けください。なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。なお現場職員は対応できません。）

物件別特記仕様書（物件番号 環境たばこ - 8）

施設名称：守山環境事業所

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	所在地	設置場所*	設置可能範囲	設置台数
環境たばこ - 8	守山区弁天が 丘606番地	守山環境事業所 2階控室内 a	0.58㎡ (幅0.80m×奥行0.72m)	1台

* 詳細は<設置箇所詳細図>を参照下さい。

2. 契約担当課及び施設担当課

入札・契約担当	環境局総務課	電話	972-2667	
業務担当	環境局施設課	電話	972-2372	(担当 池野)
施設担当	環境局守山環境事業所	電話	798-3771	(担当 太田)

* お問い合わせ先について

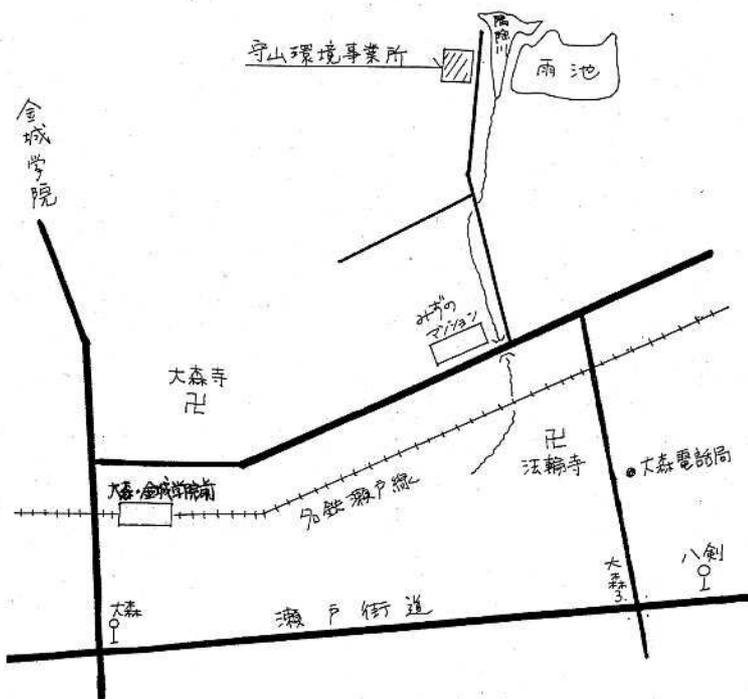
入札・契約全般に関すること…上記入札・契約担当まで

物件別特記仕様書及び業務内容に関すること…上記業務担当まで

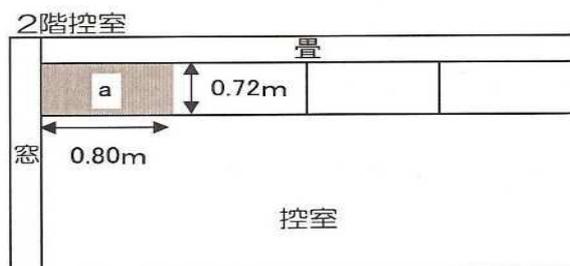
それぞれの施設の設置場所の状況等に関すること…上記施設担当まで

それぞれお問い合わせ下さい。

<現地案内図>



<設置箇所詳細図>



3. 自動販売機設置台数

1台（たばこ・切替設置）

4. 特記仕様

既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和7年4月1日以降に行なうものとしします。なお、営業開始日が令和7年4月2日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできません。

5. 参考

当該施設の職員数 69名（令和6年12月現在）

令和6年度及び過去4年間の自動販売機の契約金額等
環境たばこ-8

年度	契約金額（月額・円）
令和6年度	900
令和5年度	900
令和4年度	900
令和3年度	900
令和2年度	900

6. 現地確認可能日時

平日13時30分～16時（収集車の出入りがありますのでお気を付け下さい。なお、「2. 契約担当課及び施設担当課」の「施設担当」まで、事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。なお、現場職員は対応できません。）

お問い合わせは

入札事務に 関すること	名古屋市役所環境局総務課 TEL052-972-2667 FAX052-972-4130
仕様内容に 関すること	共通仕様書及び物件別特記仕様書については 名古屋市役所環境局施設課 TEL052-972-2372 FAX052-972-4131 各施設の設置場所の状況等については 物件別特記仕様書に記載の各施設担当課
受付期間	令和 7年 1月 31日(金)～令和 7年 2月 7日(金)正午 名古屋市役所環境局総務課及び施設課については 午前8時45分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで 物件別特記仕様書に記載の各施設担当課については 午前9時00分から正午、午後1時00分から午後4時30分まで (いずれも土曜日、日曜日、祝休日を除く)